

評価の基準について

タイプ	説明	評価割合(%)				主な科目(例示)	備考
		出席	試験	態度	資格取得		
A	座学:見学、覚える	20	80	0	0	森林科学 樹木実習 森林・林業政策 木材加工 他	定期試験があり、学科科目が主に該当
B	座学:見学、提案、幾通りもの答え 実習:やって覚える	30	40	30	0	京の木と文化 伐木・造材実習 森林計測実習 森林公共政策入門 他	実習科目が主に該当
C	実習、資格取得	50	0	0	50	林業機械実務 救急救命 高性能林業機械操作士総合実習	資格取得の関係の科目
D	単独講師、その他	個別	個別	個別	個別	育苗技術 木材コーディネート インターンシップ研修 キャップストーン研修 他	評価割合がタイプA～Cによりがたい場合、評価者が評価割合を定めることができる。公共政策府大協定分、木材コーディネートなど既存プログラムを導入する場合はこれに該当。

評価方法解説

(1) 原則として「評価者」とは、科目の講師が単独である場合は講師、科目の講師が複数である場合は科目担当とする。

(2) 評価区分毎に100点満点で点数化する。

区分	点数化の方法
出席	出席率を百分率で表し、パーセントを点数とする
試験	試験・レポートの点数(100点満点)
態度	初期値を50点とし、次の要因を加味し、原則として10点単位で加減を行う。 プラス要因:率先して班のとりまとめ、発表を行った。皆を奮い立たせる行動、発言。良きムードメーカー。 マイナス要因:度々の居眠り・内職。制止を聞かず、故意に危険を冒す行為。講師の話を受けない。
資格取得	当該資格取得(または取得確実)であれば100点、なければ0点

(3) 評価区分毎の獲得点数に評価割合を乗じて算出した点数をもって「成績」とする。

(4) 成績は次の区分により段階表示し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
 80点以上 優 (規程第9条の3)
 70点以上80点未満 良
 60点以上70点未満 可
 60点未満 不可

(5) 進級及び卒業の認定(規程第20条)

- 1 校長は学年成績において欠格科目(理由のない欠席が3分の1を超えた場合)及び不合格科目がない者については、第1学年は第2学年への進級を、第2学年は卒業を認定する。
- 2 第1学年において3科目以内の不認定科目がある者は第2学年への仮進級とする。
また、第2学年において不認定科目等が合わせて3科目以内の者は卒業を延期する。
- 3 仮進級の者は、追認試験を受け合格すれば、進級を認定する。
- 4 卒業延期の者は、年度内に追認試験を受け合格すれば卒業を認定する。
- 5 不認定科目等が4科目以上ある者及び学年末に休学中である者は、進級及び卒業を認定することができない。